

I. 建設現場で働くことのできる外国人とは

文責：松本
参考文献：厚生労働省

外国人労働者とは、他国からの労働者を受け入れ国の視点でとらえた場合の呼称。移住労働者とも。最初から定住することを前提として入国する移民労働者も広義の外国人労働者に含まれます。

1. 建設現場で働くことができる外国人を次にまとめました。

1) 身分に基づき在留する者

これらの在留資格は在留中の活動に制限がないためさまざまな分野で報酬を受ける活動が可能です。

在留資格	本邦において有する身分又は地位	該当例	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法（明治29年法律第89号）第817条の2の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・実子・特別養子	5年、3年、1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもつて在留する者若しくは特別永住者（以下「永住者等」と総称する。）の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び我が国で出生し引き続き在留している実子	5年、3年、1年又は3月
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	インドシナ難民、日系3世、中国残留邦人等	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

- 建設関係の職場には、上記の各在留資格に該当する労働者が多く就労しています。
- 在留資格を確認するには、「在留カード」もしくは「外国人登録証明書」のいずれかで確認して下さい。

a) 「在留カード」を持っている場合

「在留カード」の記載事項①～⑥を確認して下さい。

届出事項 (記載事項)	① 氏名	② 在留資格	③ 在留期間	④ 生年月日
		⑤ 性別	⑥ 国籍・地域	

在留カードの②在留資格欄には、上表の「永住者」、「日本人の配偶者」等と記載されています。



- 右側の外国人雇用状況届書等は、事業主がハローワークに外国人労働者の雇用を届出の際に必要な書類の一部です。参考として下さい。

b) 在留カードとみなされる「外国人登録証明書」を持っている外国人
 「外国人登録証明書」の記載事項①～⑥を確認して下さい。

届出事項 (記載事項)	① 氏名	② 在留資格	③ 在留期間	④ 生年月日
	⑤ 性別	⑥ 国籍・地域		

外国人登録証明書の②在留資格欄には、
 上表の「永住者」、「日本人の配偶者」
 等と記載されています。



2012年 7月 9日時点での、本人が有する在留資格およびその年齢により、次の期間、
 「外国人登録証明書」が在留カードとみなされます。

在留資格	年齢	「外国人登録証明書」の有効期間
永住者	16歳以上	2015年7月8日まで
	16歳未満	2015年7月8日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで
特定活動※	16歳以上	在留期間の満了日または2015年7月8日のいずれか早い日まで
	16歳未満	在留期間の満了日、2015年7月8日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで
それ以外の 在留資格	16歳以上	在留期間の満了日
	16歳未満	在留期間の満了日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで

※特定研究活動等により「5年」又は「4年」の在留期間が付与されている人に限ります。
 外国人登録証明書は2015年7月8日を過ぎますと有効期限が切れ、「在留カード」が必要になりますので注意して下さい。

2) 特別永住者

・在留資格を確認するには、「特別永住者証明書」もしくは1) b) の「外国人登録証明書」のいずれかで確認して下さい。

記載事項、①氏名、②有効期間 ③生年月日、④性別、⑤国籍・地域を確認して下さい。

2012年 7月 9日時点での、本人が有する在留資格およびその年齢により、次の期間、
 「外国人登録証明書」が特別永住者証明書とみなされます。

年齢	「外国人登録証明書」の有効期間
16歳以上	2015年7月8日または、次回確認切替期間の始期である誕生日のいずれか遅い日まで
16歳未満	16歳の誕生日まで

在留資格変更許可等を受けている場合、最新の在留資格等証明書の裏面に記載されています。

＜特別永住者証明書＞ 表面



裏面



特別永住者証明書は①～⑤
 の記載事項を確認する

3) 中長期在留者

中長期在留者とは、以下のいずれにもあてはまらない人です。

- ①「3月」以下の在留期間が決定された人
- ②「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③「外交」または「公用」の在留資格が決定された人
- ④これら①～③に準じるものとして法務省令で定める人
- ⑤特別永住者
- ⑥在留資格のない人

・在留資格を確認するには、「在留カード」、「外国人登録証明書」、「旅券」のいずれかで確認して下さい。

a) 在留カードを持っている外国人の場合

「在留カード」の記載事項①～⑦を確認してください。

⑦については、次のいずれかで確認してください。

(イ)旅券の資格外活動許可証印 (ロ)資格外活動許可書 (ハ)就労資格証明書

・資格外活動とは、在留資格に記載されている以外の活動を行い、報酬を得たい場合に資格外活動許可(イ)、(ロ)、(ハ)のいずれかを得る必要があります。

在留資格が「技能実習」以外の資格で労働者が入場する場合は、⑦について確認する必要があります。

・在留資格例：教授、芸術、医療、宗教、研究、教育、報道、興行、留学、など技能実習以外に22種があります。

届出事項 (記載事項)	① 氏名	② 在留資格	③ 在留期間	④ 生年月日
	⑤ 性別	⑥ 国籍・地域	⑦ 資格外活動許可の有、無	

建設関係の労働者の場合、②の在留資格欄に「技能実習生」と記載されています。



b) 在留カードとみなされる「外国人登録証明書」を持っている外国人

「外国人登録証明書」によって記載事項の①～⑥を確認してください。

⑦については、次のいずれかで確認してください。

(イ)旅券の資格外活動許可証印 (ロ)資格外活動許可書 (ハ)就労資格証明書

3) a) に同じです。

届出事項 (記載事項)	① 氏名	② 在留資格	③ 在留期間	④ 生年月日
	⑤ 性別	⑥ 国籍・地域	⑦ 資格外活動許可の有、無	



2012年7月9日時点での、本人が有する在留資格およびその年齢により、次の期間、「外国人登録証明書」が在留カードとみなされます。

在留資格	年齢	「外国人登録証明書」の有効期間
永住者	16歳以上	2015年7月8日まで
	16歳未満	2015年7月8日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで
特定活動※	16歳以上	在留期間の満了日または2015年7月8日のいずれか早い日まで
	16歳未満	在留期間の満了日、2015年7月8日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで
それ以外の在留資格	16歳以上	在留期間の満了日
	16歳未満	在留期間の満了日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで

※特定研究活動等により「5年」又は「4年」の在留期間が付与されている人に限ります。
外国人登録証明書は2015年7月8日を過ぎますと有効期限が切れますので「在留カード」が必要となりますので注意して下さい。

c) (a) の在留カードや (b) の「外国人登録証明書」を持っていない外国人
在留カード及び在留カードとみなされる外国人登録証明書のいずれも所持していない外国人
(中長期在留者に該当しない人や、入国管理局から在留カードの郵送待ちの人) については
旅券(パスポート)※によって記載事項の①～⑥を確認してください。

届出事項 (記載事項)	① 氏名	② 在留資格	③ 在留期間	④ 生年月日
		⑤ 性別	⑥ 国籍・地域	⑦ 資格外活動許可の有、無

⑦については、次のいずれかで確認してください。

(イ) 旅券の資格外活動許可証印 (ロ) 資格外活動許可書 (ハ) 就労資格証明書
3) a) に同じです。



上陸許可証印

↑ 在留資格・在留期間の確認ができます

※事情により旅券を所持していない一部の外国人については、「在留資格証明書」が交付されている場合がありますので、旅券の代わりに、在留資格証明書で確認してください。

在留資格一覧表

参考資料

① 就労目的で在留が認められる外国人(在留資格に定められた範囲で報酬を受ける活動が可能) - 建設関係

在留資格	本邦において有する身分又は地位	該当例	期間
技能実習	①「技能実習」1号イ(企業単独型の技能実習) 本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員または本邦の公私の機関と法務省令で定める事業上の関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員がこれらの本邦の公私の機関との雇用契約に基づいてその期間の本邦にある事業所の業務に従事して行う技能、技術もしくは知識の修得をする活動が該当します。 なお、これらの職員がこれらの本邦の公私の機関の本邦にある事業所に受け入れられて行うその活動に必要な知識の修得をする活動も含まれます。	技能実習生	1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間(1年を超えない範囲) 1年ごとに更新して3年間在留できる
	②「技能実習」2号イ 「技能実習」1号イに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、その技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいてその期間においてその技能等を要する業務に従事する活動が該当します。		
	③「技能実習」1号ロ(団体管理型の技能実習) 法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体により受け入れられて行う知識の修得及びその団体の策定した計画に基づき、その団体の責任および管理の下に本邦の公私の機関との雇用契約に基づいてその期間の業務に従事して行う技能等の修得をする活動が該当します。		
	④「技能実習」2号ロ 「技能実習」1号ロに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、その技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいてその期間においてその技能等を要する業務に従事する活動が該当します。		

建設業に於いて雇用されている外国人の多くが技能実習性1号ロ、2号ロに該当します。